

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項第7号に規定する行為であってこの条例の施行の際既に着手しているものについては、同条の規定は、適用しない。
 - 3 改正後の条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第26号

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

熊本県育英資金貸与基金条例（昭和47年熊本県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第27号

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例の一部を改正する条例

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和49年熊本県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第28号

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第8条及び第11条」を「第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第29号

県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

県立学校の授業料等徴収条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第1号中「111,600円」を「115,200円」に改め、同項第2号中「30,000円」を「31,200円」に改め、同項第3号中「1,500円」を「1,680円」に改め、同項第4号中「210円」を「280円」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 高等学校専攻科 1人につき年額 115,200円

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度分の授業料に関する改正後の第1条の2第1項第1号から第5号までの規定の適用については、同項第1号中「115,200円」とあるのは「112,800円」と、同項第2号中「31,200円」とあるのは「30,000円」と、同項第3号中「1,680円」とあるのは「1,620

円」と、同項第4号中「280円」とあるのは「230円」と、同項第5号中「115,200円」とあるのは「112,800円」とし、平成17年度分の授業料に関する同項第1号から第5号までの規定の適用については、同項第1号中「115,200円」とあるのは「114,000円」と、同項第2号中「31,200円」とあるのは「30,000円」と、同項第3号中「1,680円」とあるのは「1,620円」と、同項第4号中「280円」とあるのは「250円」と、同項第5号中「115,200円」とあるのは「114,000円」とする。

熊本県立装飾古墳館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県条例第30号

熊本県立装飾古墳館条例の一部を改正する条例

熊本県立装飾古墳館条例（平成3年熊本県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条中「観覧料」の次に「及び使用料」を加え、同条を第9条とする。

第5条第3項及び第4項中「観覧料」の次に「又は使用料」を加え、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（使用の許可）

第5条 温故創生館の研修室を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第6条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

（1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2）前条第2項の規定により許可に付された条件に違反したとき。

（3）虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

（使用料）

第7条 温故創生館の研修室の利用者は、別表第2に定める額を使用料としてあらかじめ納めなければならない。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

施設名	1時間当たりの使用料の額
研修室	1,160円

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県条例第31号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年熊本県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本東警察署の項管轄区域の欄中「小山町」を「小山町 小山一丁目 小山二丁目 小山三丁目 小山四丁目 小山五丁目 小山六丁目 小山七丁目」に改め、「長嶺町」を削り、「長嶺東八丁目」を「長嶺東八丁目 長嶺東九丁目」に、「御領八丁目」を「御領八丁目 神園一丁目 神園二丁目」に、「石原町」を「石原町 石原一丁目 石原二丁目 石原三丁目」に改め、同表備考中「平成15年4月1日」を「平成16年2月23日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成15年熊本県条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表備考の改正規定中「平成15年4月1日」を「平成16年2月23日」に改める。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月8日

熊本県知事 潮谷義子

熊本県条例第32号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例